

# 阿波屋いっぷく堂利用運営規定

(総 則)

第1条 この規定は、下田TMO株式会社が設置する催事場の利用及び管理について必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 商店街活性化の為に来街者はもとより、地域住民へ開放された施設として、使用することを目的とする。

(名 称)

第3条 「阿波屋いっぷく堂」という。

(所在地)

第4条 下田市3丁目2番4号に置く。

(管理責任者)

第5条 施設の管理は、当社の代表取締役が責任をもってこれを統括する。

(申込書の提出)

第6条 施設を使用する場合は、使用者が責任者となり、所定の申込書に使用する7日前までに委員会（事務局：下田商工会議所）に提出し許可を受けなければならない。（様式第1号）

(使用許可の条件)

第7条 使用許可を受けた時、利用日の5日前までに使用料を下田商工会議所へ前納する。

次の各号に該当する場合、その使用を拒絶し、または使用についての条件を附することができる。

- (1) 上記の義務を怠ったとき
- (2) 公益を害するおそれがあると認めるとき
- (3) 建物または附属物を破損するおそれがあると認めるとき
- (4) 当社員の業務に支障をきたすおそれがあると認めるとき
- (5) その他、当社が差支えがあると認めるとき

(使用料)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という）は、使用許可の際、別表1に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 当社は、特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用の取り消し又は停止)

第10条 当社は、次の各号の一つに該当するときは、使用中といえども使用の許可を取り消しまたは停止を命ずることができる。

- (1) 秩序を乱したり、公安を害し良俗に反するおそれがあると認めたとき
- (2) 使用許可の条件に違反し、または管理者の指示に従わないとき
- (3) その他、管理者が不適用と認めたとき

(譲渡転貸の禁止)

第11条 使用者は、許可を得た目的以外に、使用もしくは使用の権利を他に譲渡し、または転貸してはならない。

(会場の設営)

第12条 会場の設営は、各自（申込者）が行なう。

(使用後の現状復帰)

第13条 使用者は、使用を終えるとき、または使用許可を取り消されたときは使用場所を速やかに現状に復して返さなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者が、故意または過失により、建物または器具を滅失、もしくは破損したときは、組合の定めるところにより、使用者において損害を賠償しなければならない。

(器具持込の承認)

第15条 会場内に特別の設備を施す場合、または特別な機械器具を持ち込むときは、予め当社の承認を得なければならない。この場合は、当社において費用を要したときは、その実費を徴収する。

(無断物品等の販売禁止)

第16条 会場の内外において、寄付行為を行ない、または無断で物品、飲食を販売してはならない。

(展示会等の商品保管)

第17条 展示会等の管理は、使用者の責任において管理しなければならない。

(入場の制限)

第18条 次の各号に該当する者に対しては入場を拒否し、または退場させることができる。

- (1) 伝染疾患または精神に異常あると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、または他人に迷惑となる物品若しくは動物を携行する者
- (3) その他当社が施設管理上不適当と認める者

(使用の拒否)

第19条 次の各号に該当するときは施設の使用を許可しない。

- (1) 営利目的の為であると認められるとき
- (2) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき
- (3) 建物及び附属物を破損するおそれがあると認められるとき
- (4) その他当社が施設管理上支障があると認められるとき

(その他)

第20条 この規定に定めない事項であつて緊急かつ必要な事項は、当社で決定する。